**連帯保証契約詳細説明書**

本書面は、貸金業法律第16条の2第3項に規定する

保証契約の内容を説明する書面です。

連帯保証契約の詳細について記載してあります。

作成日 ●金消契約日●

1. ［債務者及び連帯保証人（予定者）の氏名及び住所、債権者の商号及び住所・登録番号］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 債務者（法人）  （住所）　●顧客住所●●法人所在地●  （氏名） |  |  |
|  | 債権者  登録番号　近畿財務局長●賃金業者番号●  大阪市淀川区西中島５丁目１４番５号  **株式会社　アイビーネット** |

|  |  |
| --- | --- |
| 連帯保証人 | （住所）　●連帯保証人住所● |
| （氏名） |

1. ［保証契約の種類及び効力］

保証人が債権者と締結する保証契約は、債務者と債権者が締結した、あるいは締結する金銭消費貸借契約証書（以下｢基本契約書｣といい

ます。）による金銭の貸付けに係る契約（以下、｢基本契約｣といいます。）に基づく債務について保証し、上記契約書に基づき債務者と連帯

して保証履行の責めを負う契約（連帯保証契約）であり、且つ、特定債務保証契約とします。

1. ［保証の金額及び範囲］

|  |  |
| --- | --- |
| 保証の金額及び範囲は、基本契約に基づく元本及び利息、遅延損害金、その他主たる債務に従たるすべてのものの合計額とし、特定債務保証契約における元本は右のとおりとします。この元本は貸付けの金額とします。 | 元本 金●貸付元本額合計（円）●円也 |

1. ［基本契約に基づく債務の残高の総額、債務の残高及びその内訳］

基本契約に基づく債務の残高（元本、利息及び遅延損害金の合計額）の総額、債務の残高及びその内訳は、本文書作成時点で次のとおり

とします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 債務の残高の総額 0 円 | 債務の残高及び  その内訳 | 元 本 0 円 | 利 息 0 円 |
| 遅延損害金 0 円 | 債務の残高 0 円 |

1. ［保証の期間］

保証の期間は、基本契約の債務が消滅するまでとします。

1. [基本契約及び保証契約に関し、債権者が受取る書面]

基本契約において債権者が受取る書面は、別紙基本契約書（写し）のとおりとし、連帯保証契約に関しては、次のとおりとします。

（※該当箇所に○）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （ ○ ）　金銭消費貸借契約証書 | （ ○ ）　個人情報の収集･保有･利用・  提供に関する同意書 | （　○　）　印鑑証明書 |
| （ ○ ）　連帯保証契約の内容説明書  （概要） | （ ○ ）　連帯保証契約の内容説明書  （詳細） | （ ○　）　運転免許証等の写し |
| （ ○ ）　住民票謄本・抄本 |  |  |

1. [保証人が負担すべき保証債務以外の金銭]

保証人が負担すべき保証債務以外の金銭は右のとおりとします。 （ 円）

1. [基本契約に基づく債権の一部消滅事由]

基本契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅した場合における、その事由並びに金額及び年月日は次のうち○をつけたものとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １．該当事項なし。  ２．右に掲げるとおりとします。 | 年月日 | 金 額 | 一部消滅事由 |
| 年 月 日 | 円 | 1弁済 2その他（ ） |
| 年 月 日 | 円 | 1弁済 2その他（ ） |
| 年 月 日 | 円 | 1弁済 2その他（ ） |
| 年 月 日 | 円 | 1弁済 2その他（ ） |

1. [保証契約に基づく債務の返済の方式、債務の返済の方法及び返済を受ける場所並びに保証契約の賠償額の予定]

保証契約に基づく債務の返済の方式、債務の返済の方法及び返済を受ける場所並びに保証契約の賠償額の予定は、別紙基本契約書（写し）における記載を適用するものとします（別紙基本契約書（写し）に保証契約に基づく債務に関する記載がある場合はその記載を適用し、その記載がない場合には別紙基本契約書（写し）第１条「借入要項」⑤及び⑦を準用するものとします。ただし、同⑤に関しては、保証人が債権者から基本契約に基づく請求を受けた時には全額一括弁済するものと読み替えて準用します）。

1. [保証契約における期限の利益の喪失]

保証契約における期限の利益の喪失は、別紙基本契約書（写し）における記載を適用するものとします。

1. [保証契約の解除]

連帯保証人は、連帯保証契約を解除することができないものとします。ただし、相当の事由があって債権者が承諾した場合はその限りではないものとします。

1. [基本契約に関する事項]

基本契約に関する事項で次に掲げるものは別紙基本契約書（写し）のとおりとします。

①契約年月日 ②貸付金額 ③返済方式 ④貸付けの利率 ⑤各回の返済期日（約定支払日） ⑥各回の返済金額（支払金額）  
⑦最終弁済日⑧返済期間及び返済回数 ⑨返済方法 ⑩賠償額の予定 ⑪債務者が負担すべき元金・利息・遅延損害金以外の金銭  
⑫利息の計算方法⑬返済期日前の返済 ⑭期限の利益の喪失 ⑮基本契約に基づく債権につき供する物的担保の内容

1. [基本契約書における保証契約に関する記載事項]

保証の内容等について保証契約書のほかに基本契約書にその記載がある場合は、それを保証契約において適用するものとし、その内容は別紙基本契約書（写し）に記載のとおりとします。

1. [抗弁権]

民法（明治29年法律第89号）第454条の規定により、主たる債務者と連帯して債務を負担する連帯保証人は、催告の抗弁（民法第452条）及び検索の抗弁（民法第453条）の権利を有しません。（引用条文については以下参照）

民法第452条（催告の抗弁）

債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りではない。

民法第453条（検索の抗弁）

債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。

民法第454条（連帯保証の場合の特則）

保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前二条の権利を有しない。

1. [利息制限法第1条と貸金業法第43条]

基本契約の貸付けの利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率（元本が10万円未満の場合年2割、元本が10万円以上100万円未満の場合年1割8分、元本が100万円以上の場合年1割5分）を超えるときは、超える部分について支払う義務を負わないものとします。

1. [貸金業務にかかる指定紛争機関]

債権者が契約する指定紛争解決機関の名称は「日本貸金業協会　貸金業相談・紛争解決センター」です。

本説明書及び基本契約書（写し）により、保証の種類及びその効力その他の保証契約の内容の詳細を

十分理解し、本説明書を受領いたしました。

年 月 日

受領者署名